

平成30年度油濁防止管理者養成講習会の実施について

1. 講習を実施する日時

平成31年1月22日(火) 午後1時00分から午後4時50分まで  
平成31年1月23日(水) 午前9時30分から午後4時00分まで

2. 講習を実施する場所

関東運輸局 16階会議室  
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

3. 講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)第4条の規定による海技免許(海技士(通信)及び海技士(電子通信))の資格についての海技免許を除く。)を受けている者又は同法第23条第1項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

4. 受講申請の手続き等

受講希望者は、受講申請書を、①関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成30年度油濁防止管理者養成講習の実施について」からダウンロード、又は②郵送(郵送の場合は、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し下記あて請求すること。)により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成31年1月7日までに下記へ提出すること(郵送の場合は、1月7日消印のものまで有効とする。)

【受講申請書 URL】

<http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/topics/date/1810/sinseisyo.doc>

記

※受講申請書の請求先及び提出先

〒231-8433

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎  
関東運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課  
電話 045-211-7225